# 株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令 （平成二十年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第三号）

#### 第一条（目的）

この省令は、株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）の規定により委任された株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の会計に関する事項その他の事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第二条（定義）

この省令において使用する用語は、法及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

###### 一

財務諸表

###### 二

勘定別財務諸表

###### 三

附属明細書

###### 四

勘定別附属明細書

###### 五

共通経費等

#### 第三条（勘定区分）

法第四十一条の規定により設ける勘定は、次に掲げる勘定とする。

###### 一

法第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定

###### 二

法第四十一条第二号に掲げる業務に係る勘定

###### 三

法第四十一条第三号に掲げる業務に係る勘定

###### 四

法第四十一条第四号に掲げる業務に係る勘定

###### 五

法第四十一条第五号に掲げる業務に係る勘定

###### 六

削除

###### 七

法第四十一条第七号に掲げる業務に係る勘定

#### 第四条（遵守義務）

公庫は、この省令の定めるところにより、その会計を整理しなければならない。

#### 第五条（会計原則）

公庫は、次に掲げる基準に従ってその会計を処理しなければならない。

###### 一

経営成績及び財政状態について、真実な内容を表示すること。

###### 二

すべての取引について、正規の簿記の原則に従い、正確な会計帳簿を作成すること。

###### 三

経営及び財政の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。

###### 四

会計方針を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

###### 五

その他一般に公正妥当と認められる会計の原則に従うこと。

#### 第六条（財務諸表の様式）

公庫は、別表第一の様式により財務諸表及び勘定別財務諸表を作成しなければならない。

#### 第七条（附属明細書の様式等）

公庫は、別表第二の様式により附属明細書及び勘定別附属明細書を作成しなければならない。

##### ２

前項の規定にかかわらず、財務諸表に添付する附属明細書において勘定別の内訳を明らかにした場合は、勘定別附属明細書の作成を要しない。

#### 第八条（財産目録の内容）

財産目録は、毎事業年度末日現在における資産及び負債の状況を明らかにするため、その名称、価額その他必要な事項を貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部とに区分して表示するものとする。

#### 第九条（保険契約準備金）

公庫は、毎決算期において、信用保険等業務勘定に、保険契約準備金として次の各号に掲げる金額の合計額を積み立てなければならない。

###### 一

責任準備金

###### 二

支払備金

##### ２

前項の規定により積み立てられた保険契約準備金では、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、主務大臣の定めるところにより、追加して保険契約準備金を積み立てなければならない。

#### 第十条（区分経理に係る会計処理の原則）

公庫は、次に掲げる原則によって勘定別財務諸表を作成しなければならない。

###### 一

同一環境下で行われた同一の性質の取引等に係る会計処理の原則及び手続は、原則として公庫において統一するものとし、合理的な理由がない限り勘定ごとに異なる会計処理の原則及び手続を適用してはならないこと。

###### 二

各勘定の費用及び収益は、各勘定が経理すべき業務に基づき合理的に帰属させ、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならないこと。

#### 第十一条（共通経費等の配賦原則）

公庫は、共通経費等であるため、一の勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該共通経費等については、主務大臣の承認を受けて定める基準（以下この条において「配賦基準」という。）に従って、各勘定に配分することにより経理することができる。

##### ２

配賦基準は、毎期継続して適用するものとし、みだりに変更してはならないものとする。

##### ３

公庫は、共通経費等を経理する場合は、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

##### ４

公庫は、配賦基準を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

##### ５

配賦基準を変更した場合は、変更された配賦基準の内容、変更した理由及び当該変更が勘定別財務諸表に与えている影響の内容を当該勘定別財務諸表に注記しなければならない。

#### 第十二条（勘定間の資金融通）

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定及び中小企業者向け証券化支援買取業務勘定間における資金の融通（短期のものに限る。）は、融通をする勘定からその融通を受ける勘定への貸付けとして整理するものとする。

# 附　則

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年四月一三日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令別表は、平成二十年十月一日以後に開始する事業年度に係る書類から適用する。

# 附　則（平成二一年四月三〇日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令別表第一第１号様式及び別表第一第２号様式は、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについて適用する。

# 附　則（平成二二年四月一三日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令別表第一第１号様式は、平成二十一年四月一日に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二二年九月三〇日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令別表は、平成二十二年四月一日に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二三年一一月一六日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令別表第一第１号様式から第３号様式まで並びに別表第二第２号様式及び第３号様式は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二四年三月二六日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二六年三月二八日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号）

この省令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令別表第一第３号様式は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二七年六月二六日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令別表第二第４号様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（令和二年三月一九日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号）

この省令は、令和四年三月三十一日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令別表第一第１号様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。